

令和3年3月29日

東成瀬村宿泊助成事業 対象宿泊者の地域指定について

緊急事態宣言が発令された場合等、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るために対象となる宿泊者の居住地域を指定します。

対象外となる地域にお住まいの方は、次の期間中は東成瀬村宿泊助成事業を利用できませんので、ご注意ください。

【対象外となる地域】

地域（範囲）	期 間
宮城県全域	令和3年3月18日～4月11日
山形県山形市	令和3年3月22日～4月11日
山形県寒河江市	令和3年3月29日～4月11日